

佐伯労基署港湾労働者過労死業務外認定取消事件の 最高裁判決について

1. はじめに

本件は、狭心症の既往歴のある港湾労働者の心筋梗塞による死亡（1982年7月31日）について、業務に起因するものであるとして妻が労災申請したところ、佐伯労働基準監督署長によって不支給決定がなされ、審査請求、再審査請求がいずれも棄却されたので、不支給決定の取消を求めて1993年11月29日に提訴した事件である。

一審大分地方裁判所（平成5年（行ウ）第9号）1998年4月20日判決は、原告の請求を棄却したが、控訴審福岡高等裁判所（平成10年（行コ）第24号）2000年9月27日判決は、原告の請求を認めて不支給決定を取消し、国側が上告受理申立をしていたが、最高裁第三小法廷（平成12年（行ヒ）第354号）は2003年2月4日に上告不受理決定をなし、原告勝訴が確定したものである。

被災者の死亡から20年、提訴から10年という年月を要して、ようやく勝ち取った勝利であった。

2. 事案の概要

(1) 被災者の既往歴

被災者は、1978年ころ作業中に狭心症発作を起こし、1980年11月26日から12月29日まで狭心症で入院治療を受け、1981年4月10日にも狭心症発作を起こし、持病として本態性高血圧症、狭心症を有し、投薬治療を受けていた。

(2) 過重労働の内容

① 被災者は、主として外材の荷揚げ作業を行う会社に勤務し、貨物船に積まれた原木の玉掛け作業又は造船用の鉄板を仕分ける大型レッカー車の運転に従事していた。これらの作業は危険で細心の注意を要する作業であって、精神的緊張を伴うものであり、またいずれも屋外作業であるため、暑熱、寒冷の影響を直接に受ける作業環境にあった。また、代替要員に乏しかったため、免許を有していた被災者は度々早出、休日出勤を強いられており、死亡前36日間に3回の休日出勤をし、3日だけしか休んでおらず、7月12日から28日まで17日間連続勤務に従事し、しかも7月26日から28日までは3日間連続勤務をし、その間合計8時間の時間外勤務に従事していた。

② 死亡当日、被災者は真夏の炎天下のもと、午前8時からレッカー車の運転に従事し、午後4時50分頃から、午後5時頃までチェーンソーを使用してトレーラーに積み込むラワン材の玉切り作業を行ったが、この作業は重労働であり、危険性が高いので、相当な精神的緊張を伴うものであった。

③ このように、被災者は、以前からの過重な作業負担による心身の疲労やストレスの蓄積に加えて死亡当日の作業環境と重労働によって午後5時頃に心筋梗塞を発症し、帰宅直後に胸痛を訴えて倒れ、午後10時35分に死亡に至ったのである。

(3) 争点

① まず、本件死亡に対する既往症の影響について、原告側は、狭心症の症状は通院投薬治療によって相当程度に改善しており、死亡前の連続勤務・長時間勤務や死亡当日の重労働がなければ、心筋梗塞は発症しなかったと主張し、国側は、狭心症の症状は既に相当重篤であり、その症状の自然的経緯によって心筋梗塞が発症したものであると主張して争われた。

② また、被災者の肥満、喫煙習慣などの循環器疾患の危険因子の本件発症への影響の程度が争われた。

③ 業務の関係では、レッカー車の運転が車外での玉掛け作業に比較して負担が軽いものであったか否か、死亡の2日前の7月29日に年休を取得していることから業務の過重性が否定されるのか否か、チェーンソーによる玉切り作業を行っている現場を見た

者がいないため、実際に玉切り行が行われたか否かなどが争われた。

3. 争点に対する一審における立証の状況

(1) 原告側の立証

① 同僚従業員数名の証人尋問により、被災者の勤務の実態と、発症直前のチェーンソーによる玉切り作業の存在を立証した。

② 主治医の証人尋問により、被災者の狭心症の症状が死亡半月前の時点では相当改善されていたことを立証した。

③ 循環器疾患の専門医の証人尋問により、被災者の心筋梗塞の発症経緯を合理的に説明することを試みた。

④ 大分県勤労者医療生協の久米行則医師により、真夏のレッカー車運転作業の環境変化の血圧等に与える影響、チェーンソーによる玉切り作業の血圧等に与える影響などの調査を実施し、労働負荷が過重であることを立証した。

(2) 被告側の立証

① 同僚従業員1名の証人尋問により、発症直前の玉切り作業の存在を否定し、またチェーンソー作業の労働負荷が小さいことを証明しようとした。

② 局医である大分赤十字病院院長清田医師により、被災者の狭心症の症状が重篤であり、また肥満、喫煙習慣などの危険因子が大きな影響を及ぼしたとの証言がなされた。

4. 一審判決と控訴審における立証の状況

(1) 一審大分地裁判決の内容

① 大分地裁判決は、労働者が有していた基礎疾病が原因となって死亡した場合の業務上外の判断基準について、「通常の勤務に就くことが期待されている労働者にとって、精神的、身体的に過重負荷となり得る業務を遂行した結果、これが日常生活の要因よりも有力に作用して、右基礎疾病をその自然的経過を超えて増悪させ、死亡の結果を招いたと認められるとき、又は右基礎疾病に起因して安静を必要とする病状にあったにもかかわらず、引き続き業務に従事せざるを得ないような客観的状況の下で業務に従事した結果、病状が悪化して死亡したと認められるときなどに限って、当該業務に内在又は随伴する危険が現実化したものというべきである」などとし、最高裁が1996年に採用した「業務に内在又は随伴する危険の現実化」の基準を採用しつつ、「安静を必要とする症状」とか「従事せざるをえない客観的状況」などの限定的な例を掲げている。

② そして、被災者には高血圧症、高脂血症、高尿酸血症、心肥大の基礎疾患、肥満や喫煙習慣といった虚血性心疾患の危険因子があり、死亡2週間前の心電図所見には危険な徴候が見られ、当時被災者には心筋梗塞が発症し、急死に至る高度の危険性が存在していたと認定した。

③ 事実認定に関しては、レッカー車の運転は精神的緊張を要するが肉体的には比較的軽度の作業であると認定し、死亡前1ヶ月の業務が同僚に比して多いことを認めながら、僅かな法定休日及び有給休暇があることを理由に「多数回にわたる休日出勤をしていたものとまでは認められない」とし、チェーンソーによる玉切り作業についてはその存在自体を否定した。

④ 以上の認定をもとに、被災者の業務は、いずれの期間においても通常の勤務に就くことが期待されている労働者にとって、精神的、身体的に過重負担であったとまでいうことはできず、同人に存した虚血性心疾患、冠状動脈の病変等の基礎疾病を、その自然的経過を超えて増悪させる危険性を有するものであったと認めることはできないとした。

(2) 控訴審における立証

① 控訴審においては、新たに医学的証人を探すことも検討したが、訴訟前から本件に関与していた医療生協の久米医師に改めて医学資料の検討や新資料の収集を依頼し、

証人として再度出廷していただいた。

② まず、国側証人の清田医師による心電図所見が国際的な検討基準に合致しないことを明らかにし、また虚血性心疾患の危険因子とされている各項目について、被災者の数値は必ずしも危険因子とされる数値にまでは至っていないこと、他方虚血性心疾患の危険因子のうち、作業関連要因については、本件被災者に多く合致点が認められることを明らかにした。

③ また、久米医師による被災者のタイムカードや診療録の精査により、被災者が休業後勤務に就いた直後に心電図上危険な所見を示す傾向が認められることを明らかにし、休日直後の勤務が危険であることを立証した。

5. 控訴審判決の構造

このような原告側の熱心な立証に対して、国側はこれといった新たな立証は行わなかった。

その結果、控訴人は一審判決を覆し、原告の請求を認める判決を言い渡したのである。

(1) 労働者が有していた基礎疾病が原因となって死亡した場合の業務上外の判断基準については、一審と全く同じ立場に立った。

(2) 1982年7月当時は従前に比べて高血圧、高脂血症、心電図所見等が改善していること、虚血性心疾患の危険因子とされている総コレステロールは低下傾向にあり、尿酸値も下降しており、喫煙量も減少していたこと、高尿酸血症が危険因子であるかどうかについては議論が分かれていることなどから、被災者の基礎疾患が自然の経過によって致死的心筋梗塞を発症させる程度に増悪していたとみるのは困難であるとした。

(3) 業務の過重性については、発症直前のチェーンソーによる玉切り作業の存在については認定しなかったものの、

① 時間外労働時間が死亡2ヶ月前に格段に多く、死亡前1ヶ月余りの期間には、5回の休日のうち4回の休日出勤があり、時間外労働が22.5時間で、死亡の3日前に休みを1日とったものの、その前は17日間連続勤務をしており、また死亡前2週間を見ると、それ以前に比べて早出（5回）、残業（3回）が集中している。

② 死亡当日は最高気温29.5度で、鉄板仕訳作業のレッカー車の運転席には鉄板等の輻射熱が影響し、暑熱の暴露があったといえる。

(4) 以上の検討により、発症前2ヶ月、特に直前の2週間に従事した業務による過重な精神的、身体的負荷が被災者の基礎疾患をその自然の経過を越えて増悪させ、発症に至ったとみるのが相当であり、その間に相当因果関係の存在を肯定することができる。

6. 本件勝訴の意義

冒頭で述べたように、本件は被災者の死亡から20年もの年月を経てようやく勝ち取った勝訴であったが、そこには、次のような大きな意義があったと考えている。

(1) 本件勝訴は、最高裁が提起した業務上外の判断基準である「業務に内在又は随伴する危険の現実化」の基準の運用にあたり、相当重度の既往歴を有し、虚血性心疾患の危険因子を数多く抱える事例において、業務の過重性についてどのような判断をなすべきかについて、一定の方向性を示した点で大きな意義があった。

(2) また、港湾労働者の過労死事案において、労働組合と勤労者医療生協が協力して、真夏のレッカー車運転作業の環境変化の血圧等に与える影響、チェーンソーによる玉切り作業の血圧等に与える影響などの調査を実施するなどして、職場環境の改善につながる資料を提供することができた。

(3) この勝訴が、港湾労働者の労働条件の改善につながることを期待したい。

以上